

# 健康で文化的な生活？

～憲法公布の11月3日に考える～

11月3日は文化の日であり、日本国憲法が公布された日です。

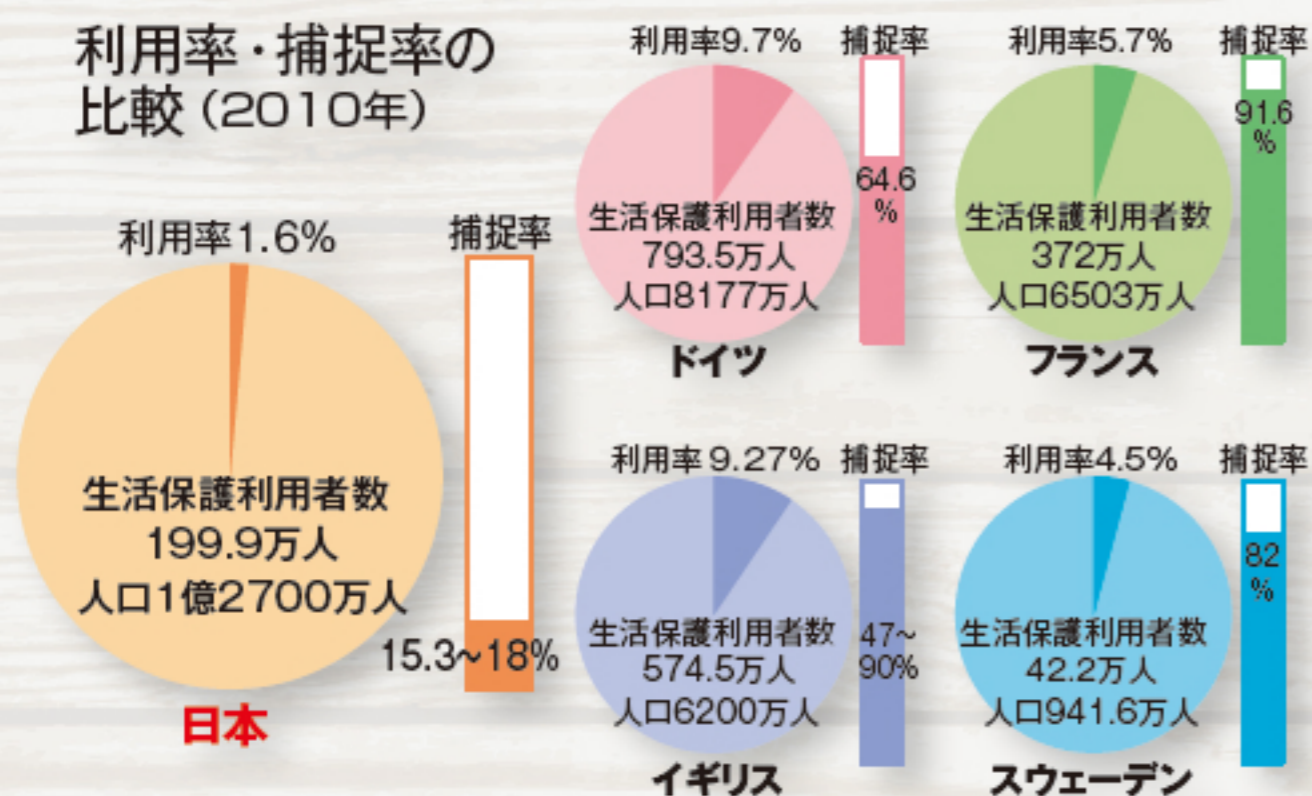
日本国憲法第25条は人権について定めた条項だと言われています。みなさんは人権と言われて何を考えますか？国は私たちの生活を保障しようとしてくれているのでしょうか？少し考えてみたいと思います。



## 先進諸国の中で日本の利用率はとても低い！

日本は生活保護の捕捉率（生活保護を必要としている人の内実際に保護を受けている人の割合）が、欧州諸国が90%前後なのに対して日本は15%程度です。

利用率・捕捉率の比較（2010年）



日本の利用率は人口比で1.6%  
逆に受給漏れが80%以上もあるんだ…

※「生活保護「改革」ここが焦点だ！」  
(生活保護問題対策全国会議 編) あげび書房より

## 生活保護って？

生活困窮を救う最後のセーフティネット  
(社会保障の中では公的扶助)

(参考) 生活保護法第1条「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」

## 憲法25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

日本では最後のセーフティネットと言われる生活保護までに、十分な社会保障があるとは言えない状況です。私たちの生活をまもる社会保障の充実を求めていきましょう！

